

ビワイチ守山サイクリスト誘客促進業務 公募型プロポーザル方式実施要項

1 対象事業の目的

滋賀県の推計では、過去3年間ビワイチサイクリストが増加基調にあり、本市においても世界的な有名自転車メーカー「ジャイアント」ストア開業後、マリオットホテルへのリブランド、ピエリ守山の積極的なテナントリーシングや温浴施設オープン等の民間投資が進み、行政においてもサイクリストの聖地碑設置やメディアを活用した情報発信により、特段、守山市を発着地とするサイクリストも増加してきました。

民間投資も進み、サイクリストの発着地としての受入体制も整う中、本業務では、特に国内の上級サイクリストにターゲットを絞り、「ビワイチの発着地」として守山市の認知向上を図り、発着地としての本市への誘客促進を目的として実施します。

2 業務名

ビワイチ守山サイクリスト誘客促進業務

3 業務場所

守山市役所ほか

4 業務内容

別紙「ビワイチ守山サイクリスト誘客促進業務 特記仕様書」のとおり

5 見積上限価格

金 1,110,000 円（消費税および地方消費税を除く。）

6 履行期間

契約締結日から令和2年3月31日まで

7 プロポーザル方式の採用の具体的な理由

本業務は、国内のサイクリストに対し、ビワイチブランド価値向上と「ビワイチの発着地」としての本市の認知度、優位性を高めるとともに、実際の本市への来訪誘致につながるPRの展開を行うもの。通常の観光周遊ツアー造成でなく、ターゲット層のニーズを的確に把握したツアー造成や募集を通して、守山市からのサイクリングの楽しさや魅力を伝え、守山市や琵琶湖に「来てみたい」と思わせるため、受注者には、業界全体の動向を熟知した中で企画力、技術、経験等が必要とされるほか、サイクリングでの観光周遊であることからルート構築はもちろん、各種手配、

効果的な情報発信手法等を含めた総合的な企画提案が求められ、価格だけの競争にはなじまないことから、プロポーザル方式を採用する。

8 プロポーザル方式の種別

公募型プロポーザル方式

9 事業の全体スケジュールおよび受注者決定までの事務手順

- | | |
|--------------|--------------|
| ・実施要項発表 | 令和元年7月25日(木) |
| ・質問締切 | 7月30日(火) |
| ・質問回答 | 8月2日(金) |
| ・提案書提出期限(必着) | 8月22日(木) |
| ・書類審査 | 8月26日(月) |
| ・審査通知発表・発送 | 8月29日(木) |

10 公募条件、応募期間、募集方法

別紙「ビワイチ守山サイクリスト誘客促進業務の実施にかかる公告」および「公募型プロポーザル方式提案業者募集要項」のとおり

11 プロポーザル方式等の実施概要

期限内に提出された書類(申込書や提案書等指定した書類)の要件、内容を審査する。なお、審査結果については、令和元年8月29日以降に審査結果を通知する。

12 提案書作成要領

(1) プロポーザル提案内容について

業務を遂行するにあたり、以下について提案すること。

ア 実施方針

特記仕様書を踏まえた上で、業務の実施方針およびターゲット層に対するPR方法などについて、提案者の考え方を簡潔かつわかりやすく記載すること。

イ 現状と課題について

昨今ブームとなる自転車人気の動向、国の動向、滋賀県内で推進されるビワイチの動向、また本市の状況を踏まえ、国内サイクリストにおけるビワイチや守山市自体の認知度の状況を分析しつつ、ビワイチのブランド価値を高め、そのうえで「ビワイチ発着地」としての有する守山市の機能を分析し、優位性を示すために、簡潔に今後のPRやサイクリスト呼び込みに向けた課題、対応策を簡潔まとめること。

ウ 企画内容について

提案者が考える課題に対し、今回実施する情報発信、情報拡散手法の企画内容について、以下(ア)から(オ)を踏まえてまとめ、わかりやすく記載すること。
(ア)年間を通した情報発信計画（スケジュールは取材、撮影等のほか、業務報告に必要な期間など含め、本業務全体の計画を立てること）

(イ)自社の考える専門メディア等を活用した情報発信施策

(ウ)誘客につなげるPRキャンペーン・イベントの企画

(エ)上記(イ)(ウ)の各情報発信施策の狙うターゲット層やのPR効果

(オ)業務報告の方針

※今回の業務では、仕様書のとおり、最終業務実績報告の際に実施した情報発信施策の報告書をまとめることとしており、報告の方針を簡潔にまとめること。

エ その他提案事項（特筆すべき本市にとって有益な提案事項）

仕様書に定めていない事項、あるいは今後本市の進めるビワイチPRの施策にとって、特筆すべき有益な提案事項がある場合には記載すること。なお、追加費用が必要とされるものは、予算面についても提案すること。

オ 提案内容への注意事項

(ア)提案内容が抽象的で内容を理解できないものでないこと。

(イ)提案内容が曖昧で実現性および効果を確認できないものでないこと。

(ウ)今般採点項目については、後述に記載している。同内容を踏まえつつ、上記ア、イ、ウ、エの内容は、提案書において各項目が個別に見やすく、わかりやすく説明するよう配慮すること。

(2) 提案書の様式および部数 各4部（正本1部、副本3部）

下記書類は指定部数を紙で提出すること。また、②、③、④、⑤、⑥、⑦については電子媒体（CD-R 1部）でも提出すること。

① 提案書鑑（提案様式1）

② 提案者（会社）概要書等（提案様式2）

③ 提案者実績（提案様式3）

④ 提案者実施体制（提案様式4）

⑤ 提案書（任意様式）

⑥ 業務工程表（提案様式5もしくは任意様式でも可）

⑦ 見積書（提案様式5）

(3) 提出方法

提出場所へ持参・もしくは郵送（期限内に必着とし、消印有効ではない）とする。なお、提出した書類は、差し替えおよび再提出は認めない。

(4) 提出期限

令和元年 8 月 22 日（木）正午まで

(5) 提出場所

守山市総合政策部地域振興・交通政策課

(6) 記入上の注意

- ・ 特記仕様書等を熟読のこと。
- ・ 提出期限に遅れたものは失格とする。
- ・ 提出書類に虚偽が認められたものは失格とする。

13 質疑応答

本プロポーザルに関連して疑義のある方は、質問書（様式 7）にて、令和元年 7 月 30 日（火）午後 5 時までに上記 12(5) 提出場所宛に提出すること。提出方法は、電子メールまたは F A X、郵送等（当日消印有効）によるものとする（提出された場合には、受信確認の連絡をすること）。電話および口頭による受付は不可とする。

質問書の内容およびそれに対する回答は上記 12(5) 提出場所の窓口および市のホームページで 8 月 2 日（金）までに掲載する。

14 審査の実施および結果通知

(1) 審査

本プロポーザルに参加を希望する者から提出された前記 12(2) の提出書類をもとに、書類審査により業者を決定し、令和元年 8 月 29 日以降に審査結果を通知する。

(2) 審査員構成

プロポーザルの審査は、本市政策監、地方創生技術指導員、地域振興・交通政策課長の 3 人の審査員が行う。

(3) 審査項目

- ア 募集要項に関する要件審査（同種・類似の業務実績は件数、内容を評価）
- イ 本業務への理解度（現状と課題分析含む）
- ウ 年度内における情報発信企画の計画性、実効性
- エ 「ビワイチ発着地のまち」としての本市の認知度向上および誘客促進効果への期待度
- オ 守山市からのビワイチ、サイクリングの魅力発信への期待度
- カ ターゲット層自身による情報拡散誘引につなげる企画の実効性
- キ P R 企画実現に向けた、各種調整などにかかる実施体制の実現性
- ク 本市にとって有益な提案事項の実現性、期待度
- ケ 提案内容全体から感じられる意欲・積極性（提案書のわかりやすさ）

コ 見積金額の妥当性

(4) 審査スケジュール

上記 9 事業の全体スケジュールおよび受注者決定までの事務手順のとおり

(5) 選定

ア 審査委員において、提案書内容を総合的に審査および評価を行い、最高得点者を本業務の受託候補者として選定する。

イ 最高得点の者が複数となった場合は、価格により順位を決定する。

ウ 提案書内容等について、審査の過程で記載された内容に確認、質問事項等があった場合については、個別に本市から提案者に確認することとする。

(6) 審査結果の通知

令和元年 8 月 29 日（木）以降に審査結果の通知文を発送する。

15 失格条項等

プロポーザルの参加者が次の事項のいずれかに該当した場合には、審査会において審査し、その参加者を失格とする。

(1) 提案書の提出書類の提出方法、提出先に適合しない場合。

(2) 提案書の提出書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合。

(3) 提案書の提出書類に虚偽の内容が記載されている場合。

(4) 本提案依頼書に定められた方法以外の手法により、市の職員にプロポーザルに対する援助を直接、間接に求めた場合。

(5) 本提案書の内容に違反または逸脱した場合。

16 審査結果に対する苦情申立てについて

審査結果について不服がある場合、審査結果の通知があった日から 7 日（守山市の休日を定める条例（平成 2 年条例第 1 号）第 1 条に規定する市の休日を除く。）以内に、市長に対して文書により苦情の申立てを行うことができる。

この申立てをする場合、守山市総合政策部地域振興・交通政策課までその旨を記載した苦情申立書（様式 8）にて提出すること。

17 提案書等の取り扱い

(1) 提案書等の内容に関する著作権は、作成者に帰属することとする。ただし、守山市は、採択した提案書の内容を無償で使用できるものとする。また、応募された提案書は返却しない。

(2) 本件に関して公文書公開請求があった場合は、守山市情報公開条例（平成 11 年条例第 21 号）に基づき、採択された事業者名および採択事業者の提案書類等を公

開する場合がある。

18 提案に係る費用の負担に関する事項

- (1) 提案書の作成、提出、その他の提案に係る一切の費用は、すべて提案者の負担とします。
- (2) 提出された資料は、返却しない。

19 問い合わせ先

〒524-8585 滋賀県守山市吉身二丁目5番22号

守山市総合政策部地域振興・交通政策課 担当：杉本（悠）・山本

電話 077-582-1165

FAX 077-582-0539

E-mail chiikishinko@city.moriyama.lg.jp